

第 2 7 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 平成28年11月24日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、金山市税事務所の11月及び12月の行事、予定が分かるもの（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年12月 8日、実施機関は、本件対象文書は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年12月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、請求に係る文書を作成していないためと主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 金山市税事務所においては、職員のスケジュールは、各自で管理しており、本件対象文書を作成していない。
 - (2) 上記 (1)のとおり、本件対象文書を作成しなくとも業務に支障はないから、本件対象文書を作成していないものである。
 - (3) 本件審査請求があった後に、再度、共用端末内のデータを含め、本件対象文書の探索を行ったが、本件対象文書に該当するものは見当たらなかった。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人は、本件対象文書がないはずがないと主張している。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

(1) 当審査会の調査によると、本件公開請求の請求内容について、実施機関は、金山市税事務所が単独で11月、12月に執り行った行事、予定が一定期間まとめられたものと解釈したと述べている。

(2) しかしながら、公開請求書の文言のみをもってすれば、金山市税事務所単独か否かは問わず、本件対象文書は金山市税事務所で行われた行事に関するものと解すべきである。さらに、公開請求日が平成28年11月24日であることを考慮すると、本件対象文書は、金山市税事務所において、公開請求日時点で同年11月に既に執り行われた行事及び公開請求日後から同年12月までに執り行う予定の行事が記載された文書であると解するのが自然である。

当審査会は、この解釈に基づき、本件処分が妥当であるか否かを以下検討する。

4 本件対象文書の有無について

(1) 当審査会の調査によると、本件対象文書に関し、次の事実が確認できる。

ア 金山市税事務所では、一般的に、次の会議等が執り行われている。

なお、(ア)から(ウ)については市内の全市税事務所に共通する会議であり、(エ)から(カ)については、金山市税事務所が単独で行っている会議等である。

(ア) 市税事務運営推進会議、管理課長等各課長級の職員が参加する会議（以下「課長級会議」という。）

(イ) 係長級の職員が参加する会議（以下「係長会」という。）

(ウ) 各業務を担当する職員が参加する会議（以下「担当者会」という。）

(エ) 各課室の課長級の職員が参加する会議（以下「課長会」という。）

(オ) 各課室における係又は班単位で所属する職員が参加する会議（以下「係会等」という。）

(カ) 事務所内研修

イ 金山市税事務所において、上記アの予定を共有する一般的な方法は、次のとおりである。

(ア) 上記アのうち、課長級会議、係長会及び担当者会については、財政局税務部から各市税事務所宛てに通知される事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）のほか、課長級会議及び係長会の資料により、予定を共有している。

(イ) 上記アのうち、課長会、係会等及び事務所内研修については、課長会の資料のほか、事務所に設置された複数のホワイトボードへの記入や口頭での周知により、予定を共有している。なお、このホワイトボードには、職員の休暇等の予定も記入される。

(ウ) 名古屋市では、情報システムを導入しており、このシステムは、職員個人のスケジュールを管理し、他の職員のスケジュールを共有する機能（以下「スケジュールラ」という。）を有している。

金山市税事務所の職員も、上記アの予定をこのスケジュールラに登録

し、管理している。

(2) 上記 (1)を踏まえ、本件対象文書として特定すべき行政文書の有無を検討する。

ア 行政文書とは、条例第 2条第 2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

イ 上記 (1)イのとおり、実施機関は、金山市税事務所の行事に関し、本件事務連絡並びに課長級会議、係長会及び課長会の資料（以下「本件会議資料」という。）を恒常的に作成又は取得しているほか、一般的に、実施機関内で共有された予定をスケジューラに登録し、管理していることから、本件公開請求当時もこのような運用を行っていたものと推認される。

このため、本件事務連絡、本件会議資料及びスケジューラへの登録情報（以下「本件登録情報」という。）の中には、本件公開請求の趣旨を満たすものが存在していた可能性は否定できない。

ウ 本件事務連絡及び本件会議資料は、条例第 2条第 2号に定める行政文書であることは明らかである。

また、スケジューラは、複数の職員を登録し、登録された職員のスケジュールを確認するグループ機能や、複数の職員にスケジュール登録をする会議調整機能を有している。本件登録情報は、これらの機能により複数の職員によって共有されるため、条例第 2条第 2号に定める行政文書であると認められる。

エ しかしながら、実施機関によると、本件事務連絡及び本件会議資料は、名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年達第20号）に基づき、その保存期間が 1年と定められているほか、スケジューラに登録された情報は、システム上、過去 540日までのものしか確認できない。

オ したがって、当審査会の調査時点では、本件事務連絡、本件会議資料及び本件登録情報のいずれも、本件公開請求に係るものは、保存期間が満了したことにより廃棄されており、不存在であることから、これらの文書を仮に本件対象文書として特定すべきであると認定し、公開・非公

開を再度決定することを裁決すべき旨の答申をしたとしても、現時点で文書が不存在である以上、結論としては不存在により非公開とならざるを得ない。

カ このほか、金山市税事務所で行われる行事としては、特定の日曜日に
行われる税務に関する窓口業務（以下「日曜窓口」という。）が考えら
れ、日曜窓口の実施予定は、名古屋市が毎月発行している広報誌「広報
なごや」に掲載されている。

しかしながら、「広報なごや」については、名古屋市の施設である市
民情報センターにおいて閲覧の目的で管理されている行政文書である。
条例第17条第 3項は、当該行政文書について、条例は適用しない旨を規
定していることから、「広報なごや」は、本件対象文書として特定すべ
き行政文書にはあたらない。

(3) 以上のことから、本件対象文書が不存在であることを理由に非公開とし
た本件処分は、結果において妥当であると言わざるを得ない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

条例が、第 6条において、公開請求に係る行政文書を特定するために必要
な事項を、公開請求書の必要的記載事項と定めていることから分かるように、
実施機関が、公開請求に係る行政文書を探索するに際して、公開請求書の記
載内容から当該行政文書を特定しうるものが前提として必要である。

本件公開請求において審査請求人から提出された公開請求書の記載内容で
は、求められた行政文書を的確に特定することが困難であるものの、公開請
求書の文言のみをもってすれば、実施機関の解釈は限定的すぎると認めざる
を得ない。仮に、公開請求の趣旨が実施機関の解釈のとおりであったとする
ならば、実施機関は審査請求人に請求の趣旨を確認し、公開請求書の補正を
求めるべきであった。

実施機関においては、今後、公開請求があったときは、制度の趣旨を十分
に理解し、適切に対応することを強く要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
-------	-----

平成29年 1月25日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
2月28日	弁明書の受理
3月 6日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年12月20日 (第 7回第 3小委員会)	調査審議
令和 2年 1月17日 (第 8回第 3小委員会)	調査審議
1月24日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人